

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

- 企業局
- 企業局組織規程の一部を改正する管理規程 一
- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程 一
- 企業職員給与規程の一部を改正する管理規程 一
- 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程 二
- 企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程 二
- 議 会
- 宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 二

企業局

- 宮城県企業局管理規程第一号
- 企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成三十年三月三十日 宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉
- 企業局組織規程の一部を改正する管理規程
- 企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
- 第四条第二項に次の一号を加える。
- 六 水道経営改革に関すること。
- 第七条中「、出張所又は」を削る。

第十一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる職のほか、次の表の上欄に掲げる専門監（課及び室の特定の事務を掌理する職をいう。）を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
水道経営改革専門監	室	上司の命を受け、水道経営改革に関する事務を掌理する。

第十二条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十三条中「第四項」を「第五項」に改める。

附 則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第二号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、専門監は、同項の規定による課長の専決事項のうち、課長があらかじめ管理者の承認を得て指定する事務を専決することができる。

第五条第三項中「、」を「専門監が、課長及び専門監ともに事故があるとき、又は専門監が置かれていないときは」に改め、同条第五項中「課長及び」の下に「専門監並びに」を加える。

附 則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中

局副参事 局技術副参事	五種	を	局副参事 局技術副参事	五種	に改
----------------	----	---	----------------	----	----

める。

附則第三項を削り、附則第八項を附則第七項とし、附則第四項から第七項までを二項ずつ繰り上げ、附則第九項を削り、附則第十六項を附則第十四項とし、附則第十項から第十五項までを二項ずつ繰り上げ、附則第十七項を削る。

附則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程

資格を定める条例施行規程の一部を改正する管理規程

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例施行規程（平成二十四年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「による」を「に基づく」に改める。

第三条第一号中「修めて卒業した」の下に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）を、「同条第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第五号

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県公営企業管理者 遠 藤 信 哉

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する管理規程（平成二十八年宮城県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項及び二の項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同表三の項中「室長」の下に「同条第二項の表に掲げる専門監」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同表四の項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同表五の項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同表六の項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

附則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

議 会

○宮城県議会訓令甲第二号

宮城県議会議事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

宮城県議会議事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会議事務局処務規程（昭和五十一年三月二十六日宮城県議会議訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「私学文書課」を「県政情報・文書課」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。